

さいわいハナミズキコンサート実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいわいハナミズキコンサート（以下「コンサート」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(事業目的及び内容)

第2条 市民や企業内の音楽サークル等、川崎市にゆかりのある音楽活動団体に演奏の機会を提供するとともに、市民が気軽に音楽に親しむ場を提供することにより、音楽のある憩いと潤いのあるまちづくりを進めることを目的に、コンサートを年1回実施する。

(運営委員会)

第3条 コンサートを実施するために、さいわいハナミズキコンサート運営委員会を設置する。

(出演者)

第4条 コンサートへの出演者は、次に掲げる者とする。

- (1) 公募により選出した者
- (2) 幸区内の中学校に所属する音楽活動団体のうち、校長会が推薦した者
- (3) その他特に区長が認めた者

(選考委員会)

第5条 前条第1項第1号に掲げる出演者を審査するため、さいわいハナミズキコンサート出演者選考委員会を設置する。

(事務局)

第6条 この事業の事務局は、幸区役所まちづくり推進部地域振興課に置く。

(委任)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成26年10月1日から施行する。